報道資料

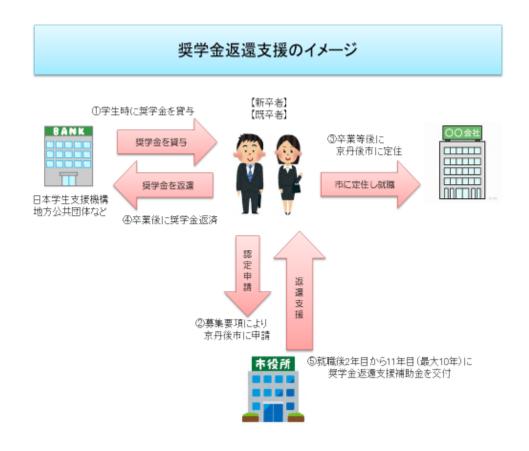


京丹後市に定住し、就業する方の奨学金返還支援制度を創設 ~認定申請の受付を開始します~

令和3年7月20日 京丹後市教育委員会

京丹後市では、地域産業などの担い手となる若者の人材確保及び定住を応援するため、市内に定住し、かつ就業(市外も可)する方を対象に、大学等の在学中に借り入れた奨学金の返還を支援する制度を創設しました。

このたび、令和3年度の認定対象者募集の受付を開始しますのでお知らせします。



1. 認定募集対象者

- (1) 大学、短期大学、大学院、高等専門学校(第4学年又は第5学年に限る)、専修 学校(専門課程又は一般課程に限る)のいずれかを卒業した方
- (2) 大学等の在学期間に奨学金の貸与を受け、卒業後に奨学金の返還を開始し、滞納していない方

- (3) 初回の認定申請をする年度の4月1日において、満30歳未満の方
- (4) 正規雇用等により就業(公務員を除く)後、京丹後市に継続して10年以上定 住する意思のある方 など
- (5) 募集人数に制限はありません。

2. 支援対象となる奨学金

- (1) (独)日本学生支援機構(第1種、第2種)に係る元金及び利子
- (2) 京丹後市奨学金
- (3) 国又は地方公共団体奨学金 ほか

3. 令和3年度の認定募集期間

令和3年8月10日(火)から令和4年3月31日(木)午後5時まで

4. 支援の内容

対象経費は、申請する年度の前年度の10月1日(交付基準日)から起算して1年間に返還した奨学金相当額(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、交付基準日において定住期間が1年に満たない場合は、定住した日の翌月分の奨学金返還分から対象とする(繰上償還、滞納したものは除く。)。

支援額は、対象期間に返還した奨学金額(元金及び利子含む)で月額3万円(1年当たり36万円)を上限とし、継続して10年間とする(1人当たり最大で360万円支援)。

5. 制度の内容、手続きについて

・京丹後市ホームページ

https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/kyoikuiinkai/kyoikusomu/5/teijyushiens hyougakukin/index.html

・QRコード



※添付資料

- ①リーフレット
- ②令和3年度 京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金認定募集要項

お問い合わせ

教育委員会事務局教育総務課(担当:吉岡、溝口)

電 話:0772-69-0610 FAX:0772-68-9061

E-Mail: kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp

京丹後市に 定住し、かつ就業する方の

どこにも負けない

ラ援します。

年度中に返還した奨学金の月額3万円(年額36万円)を限度とします。

京丹後市では、地域産業などの担い手となる若者の人材確保及び定住を応援するため、 市内に定住し、かつ就業する方を対象に、大学等の在学中に借り入れた 奨学金の返還相当額について補助します。

■対象者

大学、大学院、短期大学、高等専門学校(第4学年又は第5学年に限る)、専修学校(専門課程又は一般 課程)を卒業した満30歳未満の方で、京丹後市に継続して10年以上定住し、かつ正規雇用等により就業する

方。(ただし、国家公務員又は地方公務員は除く。)

※対象者として事前に認定を受ける必要があります。 (詳しくは、募集要項をご覧ください。)

■対象奨学金

- ①日本学生支援機構 第一種·第二種奨学金
- ②京丹後市奨学金条例に基づく貸付奨学金
- ③国又は地方公共団体の奨学金
- ④大学等独自の奨学金
 - ※申請者本人が貸付を受けた奨学金が対象となります。

■手続きの流れ

募集要項により奨学金返還支援認定申請書に必要書類を添付し申請

制度に関するお問い合わせ先



京丹後市 教育委員会事務局 教育総務課 京都府京丹後市大宮町口大野226

TEL: (0772)69-0610 FAX: (0772)68-9061

Email: kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp

京丹後市教育委員会のHPには制度の詳しい内容や、他の支援制度等を掲載しています。詳しくは右QRコードから教育総務課の修学支援関係のページをご覧ください。

詳しくは裏面へ



京丹後でがんばる若者を

認定申請から補助金交付までの流れ

補助金を 受けようとする方



4月

京丹後市内に 定住し就業

3月

4月

就職 2 年目

3月

11月~12月頃

就職 3 年目

4月

以降

対象者事前認定申請

提出書類:京丹後市定住促進奨学金返還支援認定申請書

●添付書類: ①奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの (既卒者は奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの) ②卒業見込証明書(概ね2カ月以内に発行されたもの)

(既卒者は大学等を卒業したことを証する書類)

③誓約書



定住・就職状況の報告

●提出書類:京丹後市定住促進奨学金返還支援認定届出書

●添付書類: ①大学等を卒業したことを証する書類

②住民票の写し又は転居した事実がわかる書類

③在職証明書又は自営業等従事申立書 ④奨学金の返還予定額を証する書類

奨学金の返還



補助金交付申請

※奨学金を返還した年度の翌年度に申請

提出書類:京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書

●添付書類: ①在職証明書又は自営業等従事申立書及び確定申告書の写し

②住民票の写し

③奨学金の返還額及び残額、返還期間を証する書類

④市税の完納を示す証明書 ほか

補助金を交付

前年度中に返還した月額3万円

(上限36万円/年)

補助金交付申請

●補助期間(最大10年)が終了するまで、 毎年補助金交付申請を繰り返します。

京丹後市役所

教育委員会事務局 教育総務課庶務係



対象者として認定

就職状況を確認

申請書 兼請求書

を確認

申請書を確認

制度に関するお問い合わせ先



〒629-2501 京丹後市 教育委員会事務局 教育総務課 京都府京丹後市大宮町口大野226 TEL: (0772)69-0610 FAX: (0772)68-9061

Email: kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp



令和3年度 京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金 認定募集要項

京丹後市では、人口減少克服・地方創生の取組みとして、大学等を卒業後に就業する方で、本市に定住し、在学中に借り入れた奨学金の返還を行う方で、次の要件を満たす方の奨学金返還支援を実施し、もって若者のふるさと回帰を促進するため、対象者を次のとおり募集します。

1 認定対象者

次の各号の要件に該当する者を募集対象とします。

- (1) 大学等(**注1)を卒業し、正規雇用の労働契約に基づき就業している者(国家公務員又は地方公務員(**注2)として就業している場合を除く。)、継続した労働契約の締結を前提として期間の定めのある労働契約に基づき就業し、1週間の所定労働時間が20時間以上である者又は独立して自ら事業を営む者(事業を開始している場合に限る。)
- (2) 認定申請する初年度の4月1日において、満30歳に満たない者
- (3) 認定後の届出をする前までに定住を開始し、引き続き10年以上定住する意思を有する者
- (4) 大学等の在学期間に奨学金の貸与を受け、卒業後に奨学金の返還を開始しており、かつ滞納していない者
- (5) 市税(延滞金及び督促手数料を含む。)を滞納していない者
- (6) 国又は地方公共団体(本市を含む。)から奨学金の返還に係る他の補助 金等を受けていない者
- (7) 京丹後市暴力団排除条例(平成24年京丹後市条例第39号)第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有しない者
 - ※注1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等専門学校(第4学年又は第5学年に限る。)及び同法第124条に規定する専修学校(専門課程又は一般課程に限る。)をいう。
 - ※注2 本事業は総務省の「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」を準拠しています。そのため、この制度による公務員とは特別職を含み、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の適用を受け任用されている職種(例、都道府県及び市町の会計年度任用職員など)を含みます。 詳しくは担当へご照会ください。

2 支援対象となる奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金及びそれに係る利子
- (3) 京丹後市奨学金条例(平成16年京丹後市条例第110号)に基づき、京丹後市が貸与する奨学金
- (4) 国又は地方公共団体奨学金
- (5) 大学等独自の奨学金
- (6) その他市長が認める奨学金

3 認定募集期間

令和3年8月10日(火)から令和4年3月31日(木)午後5時まで

4 支援の内容

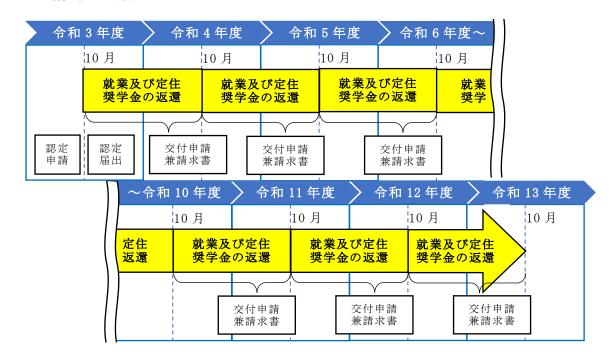
対 象 経 費	補助金の交付を申請する年度の前年度の10月1日(交付基準日)から起算して1年間に返還した奨学金の返還金相当額(当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)なお、交付基準日において定住期間が1年に満たない場合は、定住した日の翌月分の奨学金返還金相当分から対象経費とする。
対象外経費	繰上償還、滞納繰越した奨学金の返還金相当額
補助金額	1年当たり36万円を限度とする。
補助期間	継続して最大10年間
補助金の交付	認定条件を確認後、実績に応じて交付

5 認定申請

次の書類を添えて、募集期間内に持参又は郵送(当日消印有効)で提出してください。提出された書類等の内容を審査の上、その結果を文書にて通知します。

- (1) 京丹後市定住促進奨学金返還支援認定申請書(様式第1号)
- (2) 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類
 - ※日本学生支援機構は同機構による情報提供システム (スカラネット・パーソナル) にて「奨学金貸与証明書」の発行申請が必要です。
- (3) 大学等の卒業見込証明書または卒業証明書
- (4) 誓約書(様式第2号)

6 補助金交付までのスケジュール



(1) 認定届出について

認定通知書を受けた者は、市内に定住し、かつ就業等を開始したときは、 その要件を全て満たした日から起算して<u>30日以内</u>に、次の書類を添えて 認定届出を提出してください。ただし、認定申請時に提出した書類によっ て確認することができる場合は、省略することができます。

- ① 京丹後市定住促進奨学金返還支援認定届出書(様式第4号)
- ② 大学等の卒業証明書
- ③ 在職証明書(様式第5号)または自営業等従事申立書(様式第6号)
- ④ 住民票の写しまたは転居した事実がわかる書類
 - ※注3 この届出をしないときは、認定を取消します。
 - ※注4 既卒者で令和3年4月以前から定住し、条件を満たしているときは、 「認定申請」と「認定届出」を同時に提出することができます。

(2) 補助金交付申請兼請求書について

交付申請期間は、<u>令和4年10月</u>です。次の書類を添えて、1年間(1年を満たない場合は、定住した日の翌月分から)に返還した奨学金に係る補助金の交付申請兼請求を提出してください。ただし、申請時に奨学金及び市税に滞納がある場合は、交付対象外となります。

- ① 京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書(様式第 10号)
- ② 在職証明書または自営業等従事申立書及び確定申告書の写し

- ③ 住民票の写し
- ④ 申請年度の前年度の10月1日から起算して1年間において返還した 奨学金の額がわかる書類並びに返還するべき奨学金の残額及び返還に係 る残りの期間がわかる書類
 - ※日本学生支援機構は同機構による情報提供システム (スカラネット・パーソナル) にて「奨学金返還証明書及び返還額証明書」の発行申請が必要です。手元に届く まで数日要しますのでお早めにご準備をお願いします。
- ⑤ 市税の完納を示す証明書
 - ※税務課(市民局窓口)にて発行を受けてください。

6 その他

- (1) 認定内容等に変更があったときは、届出が必要です。速やかにお知らせください。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたとき、また 次の事由に該当した場合は、認定を取消すとともに、<u>すでに交付した補助</u> 金について全部または一部を返還していただきます。
- ① 正規の修業年限以内の期間で大学等を卒業しなかったとき(病気療養等 やむを得ない事由によるときを除く)
- ② 認定を辞退する申出があったとき
- ③ 奨学金の貸与が取り消されたとき(認定者の責めに帰さない場合を除く)
- ④ 奨学金の返還が免除されたとき
- ⑤ 離職若しくは事業等を休業したとき
- ⑥ 市外へ転出したとき
- (3) 京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱及び様式については、市のホームページ(https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/kyoikuii nkai/kyoikusomu/5/teijyushienshyougakukin/index.html)からダウンロードができます。

7 提出・問合せ先

〒629-2501

京都府京丹後市大宮町口大野226番地

京丹後市教育委員会事務局 教育総務課

電話 0772-69-0610 (平日8時30分から17時15分まで)

FAX 0.772 - 6.8 - 9.061

Mail kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp